

ペットはマナーと愛情をもって 正しく飼いましょう

問い合わせ／環境課計画担当（内線 3126）



動物は、私たちの生活をさまざまなかたちで豊かにしてくれる存在です。
このような動物と人が共生したより良い社会を目指して「動物の愛護及び管理に関する法律」が定められており、9月20日～26日は動物愛護週間とされています。
ペットを飼っている方、これから飼おうと思っている方は、もう一度、動物のことを考えてみませんか。
ご近所には、動物が苦手な方もいます。ペットの飼い主は、苦手な方からも理解を得られるように、周りに迷惑や危害を及ぼさないための心くばりとしつけが大切です。
また、動物を捨てることは法律違反になりますので、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。

犬の飼い主さんへ

- ・生後91日以上の子犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。事情により接種が困難な場合は、動物病院で発行された狂犬病予防接種猶予証明書を環境課窓口又は両支所までお持ちください
- ・引っ越しや飼い主の変更、犬が死亡したときは市へ届出が必要です。また、マイクロチップを装着している場合も変更手続きが必要です
- ・鳴き声やにおいなど、他人に迷惑をかけないように飼いましょう
- ・散歩中のふんは飼い主がきちんと始末し、必ず自宅に持ち帰りましょう（犬のふんでお困りの方に啓発用看板を無償で配布しています）

猫の飼い主さんへ

放し飼いにより、線路や道路での事故が多発しています。交通事故や病気からまもるため飼い猫は室内で飼いましょう。

野良猫に困っている人がいます

野良猫にエサを与える場合は、これ以上増えないように不妊去勢手術やゴミの片づけ、トイレのしつけをするなど、ご近所とトラブルにならないよう最後まで責任をもって管理をしましょう。また、野良猫をむやみに傷つけることは犯罪です。
※片耳がカットされている猫は不妊去勢手術が済んでいるしるしです

身元を表示しましょう

飼い犬には鑑札・注射済票、飼い猫には飼い主がわかる首輪や名札など、身元表示や目印になるものを付けましょう。災害時など迷子になったときに役立ちます。

責任をもって飼える頭数の飼育を

子犬や子猫を望まない場合、繁殖防止のための措置を講じることが義務付けられています。適正な飼育が困難となるおそれがある場合は、不妊去勢手術を行いましょう。

「彩の国動物愛護推進員」を募集

県では、動物愛護等の普及啓発を行う「彩の国動物愛護推進員」を11月30日(木)まで募集しています。詳細は、県HPをご覧ください。
問い合わせ／県生活衛生課（☎048-830-3612）

動物愛護展示会を開催

市内の小学生が描いた動物愛護ポスターと長寿犬表彰を受賞した犬の写真を展示します。

時 11月15日(水)～19日(日)

所 クレアこうのす展示コーナー

問 環境課計画担当(内線3126)

犬や猫にお困りの方

犬に関する相談：鴻巣保健所（☎541-0249）

猫に関する相談：県動物指導センター南支所（☎048-855-0484）

